

(訂正後)

受 理 番 号	陳情第 6 号	受理年月日	平成 2 5 年 5 月 2 9 日 (平成 2 5 年 8 月 1 2 日 訂正願)
件 名	川内原発再稼働反対を求める陳情		
陳 情 者	川内原発建設反対連絡協議会 会長 鳥原 良子		
要 旨			
国の原子力規制委員会は、設計、シビアアクシデント対策、地震・津波対策の三つの新基準骨子案を 2 月 6 日に公表し、2 月末集約のパブリックコメントを反映させた上で、規制条文案を作成し、再度 5 月のパブリックコメントを反映させ、7 月に公布・施行する予定である。施行後、原子力規制委員会は、原子力発電所の安全審査を始めることになっている。 川内原発の安全評価に関して、原発立地市民として憂慮すべき点が数々あることを見逃すわけにはいかない。まず、事故時の対策本部となる免震重要棟が設置されておらず、9 0 平方メートルの代替施設で数百人規模の過酷事故対応は機能不全に陥ると予測される。 政府の地震調査研究推進本部は、本年 2 月 1 日、川内原子力発電所近辺の活断層評価を大幅に見直す調査結果を出している。これは、2 0 0 9 年に九州電力が提出したものを再評価したものであるが、研究推進本部は「もっともひどいのは地表面（海底面）にまで断層変位が及んでいるにもかかわらず、断層の存在を無視していることである。他の図に関しても、解釈には問題点が多数あるので、九州電力が示した断層図及び解釈図は非常に疑わしいと言わざるを得ない」と酷評している。新たな活断層評価に基づく地震規模も、川内原発近辺においてマグニチュード 7. 5 以上の地震の発生を指摘している。 さらに、新基準で電力会社は、原発から 1 6 0 キロメートル圏内の火山活動の影響を想定することも義務付けられる。全国全ての原発 1 6 0 キロメートル圏内に火山が 1 箇所はある。その中でも川内原発 1 6 0 キロメートル圏内には 1 0 を超える火山があり、その上、大規模噴火の可能性のある火山として始良カルデラなどが挙げられ、火砕流だけでなく火山灰による送電網やフィルターの機能不全で、非常用ディーゼル発電機が作動しない危険性があり、対策強化の必要性を火山学の専門家は訴えている。川内原発を再稼働させることで、住民を過酷事故に巻き込む可能性が高まることは必至である。 さらに、過酷事故対応は、福島第一原発事故からも分かるように、住民保護の観点では国も電力会社も全くなす術がなかった。情報開示は遅れ、避難の方向を誤らせ、甲状腺がん等を予防できる安定ヨウ素剤の配布もできなかった。国の法令では、放射線量の濃度が 1 時間当たり 0. 6 マイクロシーベルト以上のところは、放射線管理区域と定められ、そこで使用した衣服や道具は、放射線物質の拡散を防ぐため、外部へ			

の持ち出しは禁止となり、厳重に管理され、労働基準法では、18歳以下はその放射線管理区域内での労働が禁止されている。つまり、若者をそういう状況下においてはいけないという法律があるにもかかわらず、現在、18歳以下を1時間当たり0.6マイクロシーベルト以上の地域に住ませるという無謀なことを、政府は平気で行っている。また、本年4月の福島第一原発の使用済み核燃料プールのネズミによる電源喪失事故でも明らかになったように、現在も東京電力の情報開示の遅れ、使用済み核燃料プールの安全管理上の問題点が大きく浮き彫りになった。こういったことを照らし合わせると、九州電力が過酷事故に陥った場合、東京電力の原発事故対応以上を私たちが望むことは、相当難しいと考えられる。最大なる事故対策は、原発を廃炉にすることしかない。

稼働すればするほど使用済み核燃料が溜まり続ける原発は、その安全対策においては、いくらお金と労力を投じてでも十分に対応できない危険性が何万年も生じてしまう。稼働するメリットは、危険性と引き換えの原発関連の交付金や寄付金、固定資産税、関連会社などの関連利益である。住民の命と自然という財産を守り、このふるさとに住み続けたいという住民の願いに沿うためには、再稼働を止め、速やかなる原発の廃炉の決断が、安心安全のまちづくりへの早道と考える。廃炉による雇用拡大、再生可能エネルギーの推進、自然を生かした観光の推進と拡大などで、まちづくりに希望が湧く。

また、九州電力は、国へ川内原発3号機増設に係る設置許可申請中で、2013（平成25）年度着工、2019（平成31）年度運転開始を目指していたが、2011年「原発震災」が発生し、現在それは凍結されている。東京電力福島第一原発事故による未曾有の放射性物質の放出により、多くの農・林・水産業等従事者は放射能汚染被害と原発事故による様々な影響に苦しめられており、その上、放射能汚染を避けるため、いまだに16万人もの人々が故郷をやむなく離れる生活を強いられている。

原発事故から2年たった今も事故の収束は、全く目途がたっていないどころか、東京電力や政府関係者は、事故内容の隠蔽や、軽微に見せることなどを計り、国民は今回の事故で、政府や電力会社による情報公開と住民対応の在り方に強い不信感を持ち続けている。これまでの国や電力会社の「多重防護」による安全は誇大広告であり、原発の「安全神話」は脆くも崩壊した。国民の電力会社と政府への信頼が失墜している中、「因果関係ははっきりしない」という文言で住民に対して責任回避とも思われる対応が始まっている。原発被災者の健康のみならず、第一次産業等に関する影響に対しても十分な対応はとられていない。チェルノブイリ原発事故から27年経った現在もなお、原発から30キロメートル圏外の住民、とりわけ子どもらに放射能汚染による影響が生じていることなどから推測すると、これから福島県内を中心に、原発事故による健康被害や第一次産業などへの影響は、ますます大きくなるに違いない。日本は、チェルノブイリ原発事故を教訓に住民への健康に関するさまざまな対策を早く立てるべきであるが、うまくとっているとはいえない。原発事故被害の重大さと甚大

な経済的損失は、人類が原子力（核）をコントロールできず、核と共存できないことを、今、改めて示している。

よって、九州電力が強調する電力供給の安定については、九州電力自身の自主的な省エネ、節電の強化、他電力への転換等で、問題は生じないと私たちは確信できる。さらに今、安全性や核拡散、高レベル放射性廃棄物の最終処分の不透明さなど多くの問題を抱える原子力発電中心の電力政策から、大気・大海・大地・生き物に優しい再生可能エネルギー政策に転換し、地域分散型小規模発電ネットワークづくりを強化推進することが、多くの住民から求められている。命そのものだけでなく、体の免疫を低下させる健康被害等や将来における経済負担というさまざまなリスクを更に増やしてまで、国や電力会社そして自治体が原子力発電を進める理由は全くないと私たちは考える。

については、将来もこの薩摩川内市に住み続けたい、あるいは住んでほしいと願う市民や子孫のために、放射能汚染に脅えない市政を心から望み、下記について検討していただくよう陳情する。

記

- 1 川内原発1・2号機の再稼働に反対すること。